

意思疎通支援事業は**どう**変わるか？

障害者自立支援法

地域生活支援事業

コミュニケーション支援事業



障害者総合支援法

地域生活支援事業

意思疎通支援事業

・新しい必須事業(市町村)

- ①障害者等に自立生活の理解を
深める研修・啓発
- ②障害者等が自立生活を可能にする
活動に対する支援
- ③市民後見人等の人材育成
- ④意思疎通支援を行う者の養成

・新しい必須事業(都道府県)

①意思疎通支援の特に専門性の高いものを養成、または派遣する事業

②意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な事業

意思疎通支援事業は**どう**変わるか？

「**意思疎通**支援を行うもの」

- ◎手話通訳者、要約筆記者
- ◎盲ろう者向け通訳・介助員

双方向の
仲介

対話

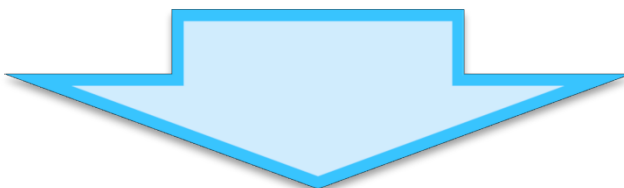
一方向

- ◎手話奉仕員、◎点訳・朗読奉仕員、
- ◎他の障害者の意思疎通支援

器具利用、
一方向

言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段

障害者権利条約の定義



意思疎通の形、内容の拡大

手話通訳、
要約筆記等

手話、点字、朗
読、筆記その他

・必須事業(市町村) (聴覚障害者関係事業)

【市町村必須事業】

1. 意思疎通支援事業

1) 手話通訳・要約筆記者派遣事業

2) 手話通訳設置事業

2. 手話奉仕員養成研修事業(新規)